

あなたとあなたのご家族にとって  
大切な制度のご案内です  
必ず内容をご確認ください

# 遺族サポートプラン

## 本制度の特長

### 手ごろな保険料で充実した保障

相互扶助のための団体保険ですから、保険料がお手ごろです。

訪問や電話による説明を  
ご希望される方は、  
説明希望票をご活用ください！

P.58

### 毎年見直しができ、手続きが簡単

ライフスタイルの変化に応じて、必要な保障が、毎年、手軽に見直せます。

### 請求の手続きが安心・迅速

ご請求の際は、山口県市町村職員共済組合が窓口となり、確実な支払いをしっかりとサポートします。

### 配当金で実質負担は軽減

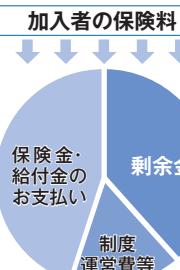
年に1回、収支計算を行い、剩余金は配当として還付します。

#### 配当のしくみ (イメージ図)

加入者が増えるほど制度は安定します。

#### 加入者の保険料

お支払い  
集まった保険料の  
中から保険金・給付  
金が支払われます。



1年毎に収支計算  
配当金  
1年後、収支計算し  
て剩余金が生じた  
場合、配当金として  
還付します。



#### 【専用フリーダイヤル】



0120-881-136

開設期間：2020年9月2日～2020年10月23日  
AM9:00～PM5:00(土日祝日除く)

※開設期間終了後は、引受会社・取扱代理店 明治安田生命保険相互会社 中国・四国公法人部 法人営業部 TEL (082)247-6987まで



【注意喚起情報】・【契約概要】はP5～8に記載しています。ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。

申込締切日

2020年10月23日(金)

責任開始期  
(加入日)

2021年3月1日(月)

[契約者] 山口県市町村職員共済組合

[事務取扱] 有限会社 ライフ山口

# 「遺族サポートプラン」制度体系

万一の場合(死亡・高度障害)に備えて



残された家族の生活維持費のための資金が必要

病気・ケガに備えて



入院・治療にともなう諸費用が必要

三大疾病等に備えて

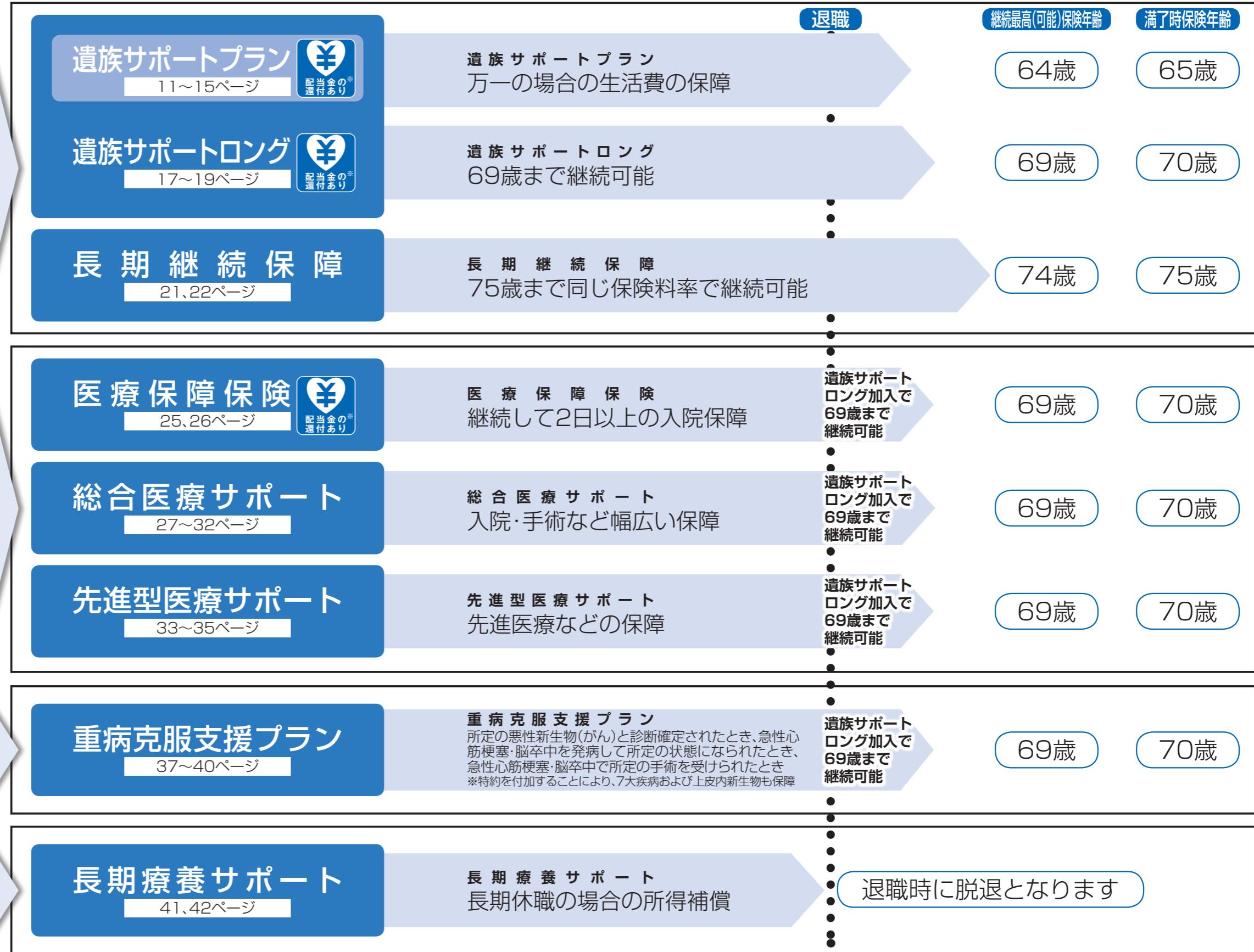


治療費が必要

長期療養・休職に備えて



生活資金が必要



\*剩余额が生じた場合

- 「遺族サポートロング」「長期継続保障」「医療保障保険」「総合医療サポート」「先進型医療サポート」「重病克服支援プラン」「長期療養サポート」の加入は「遺族サポートプラン」の加入が必要です。
- 配偶者・子どもの加入はそれぞれの制度の本人加入が必要です。
- 「総合医療サポート」は生命保険部分と損害保険部分をセッとしたものです。
- 生命保険部分と損害保険部分ではお支払の対象となる支払事由や支払保険金の算出方法、給付割合等が異なる場合があります。
- それぞれの保障内容、保険料等の詳細についてはP27~32をご確認ください。

\*「遺族サポートプラン」「遺族サポートロング」「医療保障保険」「総合医療サポート」「先進型医療サポート」「重病克服支援プラン」は、ご加入者(被保険者)が更新日時点での加入資格を満たす直後の更新日の前日まで継続加入が可能です。

\*「長期継続保障」は、ご加入者(被保険者)が保険期間中に満期年齢(保険年齢)をむかえられた直後の更新日の前日まで継続加入が可能です。  
更新日時点での満期年齢(保険年齢)に達している場合は継続加入できませんのでご注意ください。

## 退職後の取扱い

- 組合員・配偶者について、退職日まで加入されている制度(「長期療養サポート」以外)について、継続加入することができます。なお、退職後の新規加入はできません。
- 継続加入にあたっては、組合員の「遺族サポートロング」への継続加入が必要です。(「長期継続保障」以外)
- 配偶者が継続できる制度は、組合員が加入している制度に限定されます。



# 1 はじめに

本制度の商品の概要と特長をご案内します。  
商品の保障内容については、各商品のページをご確認ください。

◎マークについて 本パンフレットを読み進める上で、特に注意が必要な事項などについて、以下のマークを付けています。



保険金や給付金をお支払いできないことがあります。特にご注意ください。



P.5 表示しているページ（左の例では5ページ）の内容もあわせてご確認ください。

商品の名称		商品の特長	ご加入いただけの方		
			本人	配偶者	子ども
死亡 高度障害	<b>遺族サポートプラン</b> 年金払特約付半年払保険料併用特約付障害特約付 子ども特約付新・団体定期保険【生命保険】	P.11 <ul style="list-style-type: none"><li>○死亡・所定の高度障害を保障します。</li><li>○保険金を一時金または年金で受け取ることができます。</li><li>○配当金があります。（1年毎に収支計算を行い、剩余金が生じた場合）</li></ul>	共済組合 組合員（再任用（共済組合員資格を有する者に限る）を含む）で、17歳6ヶ月を超える65歳6ヶ月までの方	17歳6ヶ月を超える65歳6ヶ月までの方	2歳6ヶ月を超える22歳6ヶ月までの方 <sup>注☆</sup>
死亡 高度障害	<b>遺族サポートロング</b> 年金払特約付団体定期保険【生命保険】	P.17 <ul style="list-style-type: none"><li>○死亡・所定の高度障害を保障します。</li><li>○保険金を一時金または年金で受け取ることができます。</li><li>○配当金があります。（1年毎に収支計算を行い、剩余金が生じた場合）</li></ul>	共済組合 組合員（再任用（共済組合員資格を有する者に限る）を含む）で、17歳6ヶ月を超える65歳6ヶ月までの方（継続は69歳6ヶ月までの方） ※遺族サポートプランへの加入が必要です。	17歳6ヶ月を超える65歳6ヶ月までの方（継続は69歳6ヶ月までの方） ※遺族サポートプランへの加入が必要です。	（ご加入いただけません）
死亡 高度障害	<b>長期継続保障</b> リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付 集団扱無配当定期保険（II型）【生命保険】	P.21 <ul style="list-style-type: none"><li>○死亡・所定の高度障害を保障します。</li><li>○退職後も保障を継続できます。</li><li>○余命6ヶ月以内と判断されるときに保険金の前払請求が可能です。（リビング・ニーズ特約）</li></ul>	共済組合 組合員（再任用（共済組合員資格を有する者に限る）を含む）で、17歳6ヶ月を超える65歳6ヶ月までの方	17歳6ヶ月を超える65歳6ヶ月までの方	（ご加入いただけません）
入院	<b>医療保障保険</b> 短期入院特約付家族特約付医療保障保険（団体型）【生命保険】	P.25 <ul style="list-style-type: none"><li>○病気やケガによる入院を保障します。</li><li>○配当金があります。（1年毎に収支計算を行い、剩余金が生じた場合）</li></ul>	共済組合 組合員（再任用（共済組合員資格を有する者に限る）を含む）で、15歳6ヶ月を超える65歳6ヶ月までの方（役員の継続は69歳6ヶ月までの方） ※遺族サポートプランへの加入が必要です。	15歳6ヶ月を超える65歳6ヶ月までの方	22歳6ヶ月までの方 <sup>注☆</sup>
入院 手術	<b>総合医療サポート</b> 生命保険部分 代理請求特約[Y]付集団扱無配当医療保険【生命保険】	P.27 <p>＜生命保険部分＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○病気や不慮の事故による傷害を原因とした入院、所定の手術などを保障します。</li><li>○三大疾病（がん・上皮内がん・急性心筋梗塞・脳卒中）による入院は、支払日数無制限です。</li></ul>	共済組合 組合員（再任用（共済組合員資格を有する者に限る）を含む）で、17歳6ヶ月を超える65歳6ヶ月までの方（継続は69歳6ヶ月までの方） ※遺族サポートプランへの加入が必要です。	17歳6ヶ月を超える65歳6ヶ月までの方（継続は69歳6ヶ月までの方）	（ご加入いただけません）
三大疾病等 等・介護	<b>損害保険部分</b> 医療保険【損害保険】	P.27 <p>＜損害保険部分＞</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○三大疾病・所定の生活習慣病・女性疾患の場合、上乗せして保障します。</li><li>○所定の要介護状態になった場合、一時金を給付します。</li></ul>	共済組合 組合員（再任用（共済組合員資格を有する者に限る）を含む）で、17歳6ヶ月を超える65歳6ヶ月までの方（継続は69歳6ヶ月までの方） ※本人・配偶者とも総合医療サポート＜生命保険部分＞への加入が必要です。	17歳6ヶ月を超える65歳6ヶ月までの方（継続は69歳6ヶ月までの方）	（ご加入いただけません）
入院 手術	<b>先進型医療サポート</b> 家族特約付治療支援給付特約付先進医療給付特約付 無配当団体医療保険【生命保険】	P.33 <ul style="list-style-type: none"><li>○病気・ケガで1日以上の入院をした場合、もしくは入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合にそれぞれ給付金をお支払します。</li></ul>	共済組合 組合員（再任用（共済組合員資格を有する者に限る）を含む）で、17歳6ヶ月を超える65歳6ヶ月までの方（継続は69歳6ヶ月までの方） ※遺族サポートプランへの加入が必要です。	17歳6ヶ月を超える65歳6ヶ月までの方（継続は69歳6ヶ月までの方）	22歳6ヶ月までの方 <sup>注☆</sup>
三大疾病等	<b>重病克服支援プラン</b> 7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付集団扱無配当特定疾病保障定期保険（II型）【生命保険】	P.37 <ul style="list-style-type: none"><li>○7大疾病および上皮内新生物、死亡・所定の高度障害を保障します。</li><li>○余命6ヶ月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。（リビング・ニーズ特約） ※特約の付加により保障内容が異なります。</li></ul>	共済組合 組合員（再任用（共済組合員資格を有する者に限る）を含む）で、17歳6ヶ月を超える65歳6ヶ月までの方（継続は69歳6ヶ月までの方） ※遺族サポートプランへの加入が必要です。	17歳6ヶ月を超える65歳6ヶ月までの方（継続は69歳6ヶ月までの方）	（ご加入いただけません）
長期休職	<b>長期療養サポート</b> 精神障害補償特約付天災補償特約付団体長期障害所得補償保険【損害保険】	P.41 <ul style="list-style-type: none"><li>○病気やケガによる長期療養時の所得を補償します。</li><li>○入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も補償します。</li></ul>	共済組合 組合員（再任用（共済組合員資格を有する者に限る）を含む）で、17歳6ヶ月を超える59歳6ヶ月までの方 ※遺族サポートプランへの加入が必要です。	（ご加入いただけません）	（ご加入いただけません）

## 【その他ご加入にあたっての注意事項】

- 配偶者・子どもについては、本人の加入が条件です。（配偶者・子どものみの加入はできません。）
- 本人が脱退した場合には、配偶者・子どもも同時に脱退となります。また、本人が死亡した場合も、配偶者・子どもは同時に脱退となります。
- 子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同内容にて加入となります。
- 総合医療サポート＜損害保険部分＞のみのご加入はできません。総合医療サポート＜生命保険部分＞と同額にてご加入ください。

注★：本人が扶養する子で、健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します。

注☆：子どもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。

## 【ご加入いただくには告知内容に該当することが必要です。】

申込書および本パンフレット「注意喚起情報」の告知内容を必ずご確認ください。



P.6

◎見出しへについて  
本パンフレットは全ページを通して、右部にコンテンツマップをご用意しています。  
制度の全体像やご覧になられる項目の確認などにご利用ください。

はじめに  
本制度の特長と本パンフレットについての説明

注意喚起情報・契約概要  
重要です  
必ずお読みください

遺族サポートプラン  
ポイントと、保障内容の説明

遺族サポートロング  
ポイントと、保障内容の説明

長期継続保障  
ポイントと、保障内容の説明

病気・ケガの保障について

医療保障保険  
ポイントと、保障内容の説明

総合医療サポート  
ポイントと、保障内容の説明

先進型医療サポート  
ポイントと、保障内容の説明

重病克服支援プラン  
ポイントと、保障内容の説明

長期療養サポート  
ポイントと、保障内容の説明

ご注意いただきたいこと  
お申し込みの際に、充分にご確認いただきたい内容について

## ② 注意喚起情報・契約概要

### 注意喚起情報

このページは、ご加入にあたり特にご注意いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細につきましては、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

### 1 保険金・給付金がお支払いできない主な場合について

保険会社に保険金・給付金を請求された方のうち、お支払いできなかった代表的なケースを紹介します。

#### 高度障害保険金の事例

#### 約款に定める「高度障害の状態」に該当しない障害のとき

- 障害状態が回復の見込みがある場合は、高度障害保険金をお支払いできません。
- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを直接の原因とする場合も、原則として高度障害保険金をお支払いできません。

#### 入院給付金(保険金)の事例

#### 責任開始期(加入日)前の発病・ケガにより入院した場合

- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、原則として入院給付金(保険金)をお支払いできません。

責任開始期(加入日)

病気・ケガ

入院



お支払対象外

#### 特定疾病保険金の事例

#### 生まれて初めての「がん」でないとき

- 責任開始期(加入日)前に「悪性新生物(がん)」と診断確定されていた場合は、特定疾病保険金をお支払いできません。お支払いできる「悪性新生物(がん)」の条件には、「責任開始期(加入日)前を含めてはじめて診断確定されたものに限ります。」という条件があります。責任開始期(加入日)以後に診断確定されたお支払対象のがんの発生部位が、責任開始期(加入日)前に診断確定されたお支払対象のがんと異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。  
※責任開始期(加入日)前の診断内容が、ご本人に知らされていなかった場合でもお支払いできません。

責任開始期(加入日)

診断確定

診断確定(別のがん・再発・転移)



お支払対象外

#### 解除・免責

#### 告知義務違反のため、ご契約が解除となったとき

- 約款に定める「解除・免責」項目に該当する場合は、保険金・給付金をお支払いできません。また、すでにお払い込みいただいた保険料もお返しきりません。「解除・免責」項目には、たとえば、以下の項目があります。
  - ・告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となったとき
  - ・責任開始期(加入日)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺したときなど

保険金・給付金のお支払いに関する詳細は参考ページをご確認ください。P.43

#### 補償の重複について (損害保険)

既に同種の保険商品等のご契約がある場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。補償の重複に関する詳細は参考ページをご確認ください。

P.51

### 2 告知内容について



- ◎現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。
- ◎申込書兼告知書で引受保険会社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。
- ◎正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金・給付金などをお支払いできないこともあります。

#### 告知内容をご確認ください。

ご加入いただける方の詳細につきましては「はじめに」P.3をご参照ください。

Step1 まずは「申込日(告知日)現在」の就業状態、健康状態が以下のとおりであることをご確認ください。

#### 現在の就業状態

#### 本 人

#### 現在の健康状態

#### 配偶者・こども

- ・病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。
- （注）「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

- ・医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。
- （注）①「治療」には、指示・指導を含みます。
- ②「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。

Step2 つぎに、加入する商品ごとに過去の傷病歴が以下のとおりであることをご確認ください。

#### 遺族サポートプラン 遺族サポートロング 長期継続保障

#### 重病克服支援プラン ●7大疾病保障特約 ●がん・上皮内新生物保障特約

#### 医療保障保険 先進型医療サポート 総合医療サポート<生命保険部分> 総合医療サポート<損害保険部分>

#### 長期療養サポート

- 過去12カ月以内の健康状態
- ・申込日(告知日)より起算して過去12カ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上の入院をしたことはありません。

- 過去3カ月以内の健康状態
- ・申込日(告知日)より起算して過去3カ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査（再検査・精密検査を含みます）・入院・手術をすすめられていません。
- （注）検査をするすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

- 過去5年以内の健康状態
- ・申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、腫瘍、ポリープまたは別表記載の病気により、連続して7日以上の入院をしたことはありません。

- 過去2年以内の健康状態
- ・申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。
- （注）①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。
- ②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。
- ③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。
- ④「治療」には、指示・指導を含みます。

#### 【別表】

- がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

重病克服支援プランの「がん・上皮内新生物保障特約」は、以下のとおりであることをご確認ください。

#### 現在までの健康状態

- ・申込日(告知日)現在までに、悪性新生物（がん・肉腫・悪性リンパ腫・白血病を含みます）または上皮内新生物（上皮内がん）と診断されたことはありません。

- <遺族サポートプラン・遺族サポートロング・医療保障保険・先進型医療サポート・総合医療サポート<生命保険部分>・重病克服支援プラン・長期継続保障の場合>
  - ・企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込み（新規加入・増額）ください。

- <総合医療サポート<生命保険部分>・重病克服支援プラン・長期継続保障の場合>

- ・引受保険会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。

#### 告知内容に関するお問い合わせ【生命保険・損害保険 共通】

明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口 0120-661-320

受付時間：平日（土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く）9:00～17:00

### 3 責任開始期（加入日）について

お申込みいただいた保障が初めて開始する時点を責任開始期（加入日）といい、右記の通り、責任開始期（加入日）は申込日（申込書を記入・提出した日）とは異なります。

なお、この保険の責任開始期（加入日）は、表紙に記載しています。

高度障害保険金・給付金等は、責任開始期（加入日）以後に生じた病気やケガにより所定の高度障害状態になられた（入院をされた）ときにお支払いします。責任開始期（加入日）前の病気やケガを原因とする場合には、告知内容に該当しているかどうかに問わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

<遺族サポートプラン・遺族サポートロング・医療保障保険・先進型医療サポート・総合医療サポート<生命保険部分>・重病克服支援プラン・長期継続保障の場合>

◎ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社がご加入を承諾した場合に、表紙に記載の責任開始期（加入日）からご契約上の責任を負います。契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権はありません。

### 4 保険金・給付金の請求について

◎保険金・給付金などのご請求は、団体（契約者）経由で行っていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体窓口にご連絡ください。

お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、本パンフレットにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。

◎保険金・給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

◎被保険者の遺言により死亡保険金（給付金）受取人を変更することはできません。

◎死亡保険金（給付金）受取人の変更是、契約者を経由して引受会社へご通知ください（変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます）。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金（給付金）をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金（給付金）をお支払いいたしません。

### 5 その他の注意事項

◎お申し込みの撤回（クーリング・オフ制度）

この保険は、企業・団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期（加入日）前のお申し込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口までお問い合わせください。

◎ご照会・ご相談窓口等

●指定紛争解決機関

この制度に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人生命保険協会（生命保険）・一般社団法人日本損害保険協会（損害保険）です。

●生命保険契約者保護機構・損害保険契約者保護機構

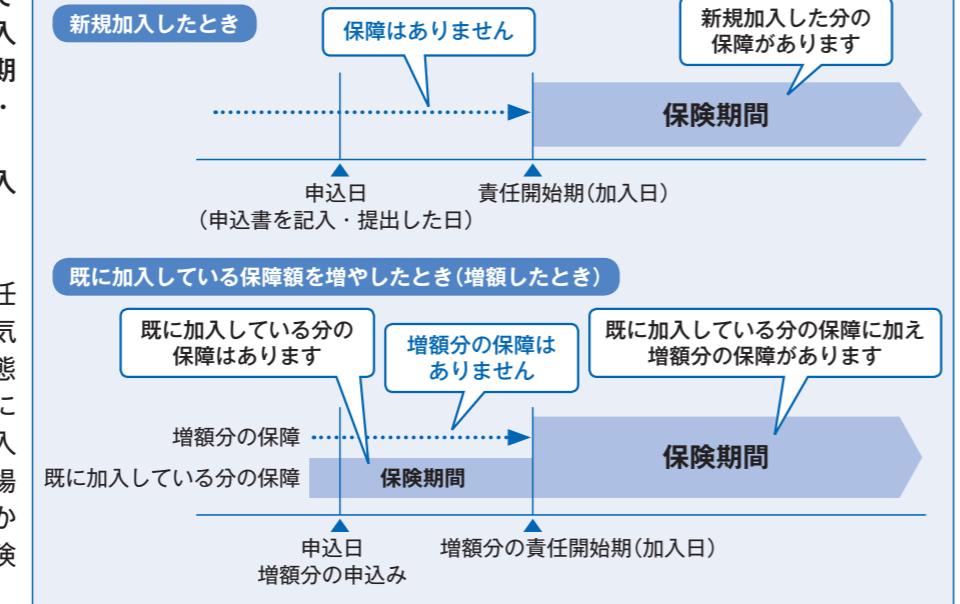
引受保険会社は、生命保険契約者保護機構（生命保険）・損害保険契約者保護機構（損害保険）に加入しています。

上記、および制度内容等に関するご照会先・ご相談先および詳細は、参照ページをご確認ください。 P.53

告知に関してのご照会先は、参照ページをご確認ください。 P.6

### 契約概要

このページは、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細につきましては、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。



### 1 商品の仕組み

この保険は、企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を契約者として運営する保険商品です。加入した次年度以降、更新の際に保険金額・給付金額や受取人等の変更など、お客さまからのお申し出がない場合は、前年度と同じ内容で継続します。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出しますので、前年度と比べ変更になることがあります。

長期継続保障については、ご加入者が一定年齢になられるまで継続してご加入いただくことが可能です。その他の商品については、保障の期間は1年で、一度加入されると毎年1年毎に加入内容を更新いただけます。また、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも更新により一定の年齢まで前年度と同じ保険金額以下で継続してご加入いただくことができます。

### 2 主な保障の内容（保険金や給付金をお支払いする主な場合）や保険料

#### ◎主な保障内容

保障内容（保険金額・給付金額、付加された特約）は、本パンフレットの該当ページをご覧ください。



※引受保険会社の職員または引受保険会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。

#### ◎保険料【控除方法】

毎月の給与から控除します。（初回は2月分給与より）

※遺族サポートプランのボーナス時保険料については、年2回のボーナス（12月と6月）より控除します。（初回のボーナス時保険料は6月分ボーナスから控除します。）

### 3 配当金

◎配当金の対象となる商品（下記以外の保険は無配当保険ですので、配当金はありません。）



遺族サポートプラン・遺族サポートロング・医療保障保険は、1年毎に収支計算を行い、剩余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

### 4 脱退による返れい金、満期返れい金

この制度の商品には、脱退による返れい金や満期返れい金はありません。ただし、長期継続保障については、保険期間中に脱退（解約）された場合、ご加入年齢、加入期間等によっては解約返戻金をお支払いする場合があります。

### 5 引受保険会社

明治安田生命保険相互会社  
明治安田損害保険株式会社

本社：東京都千代田区丸の内2-1-1  
本社：東京都千代田区神田司町2-11-1

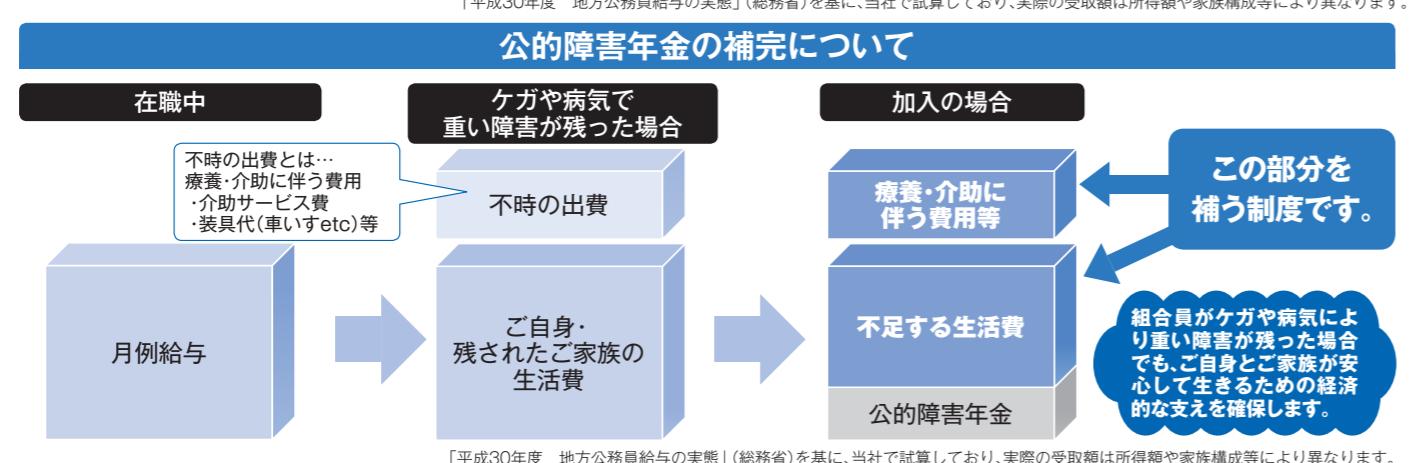
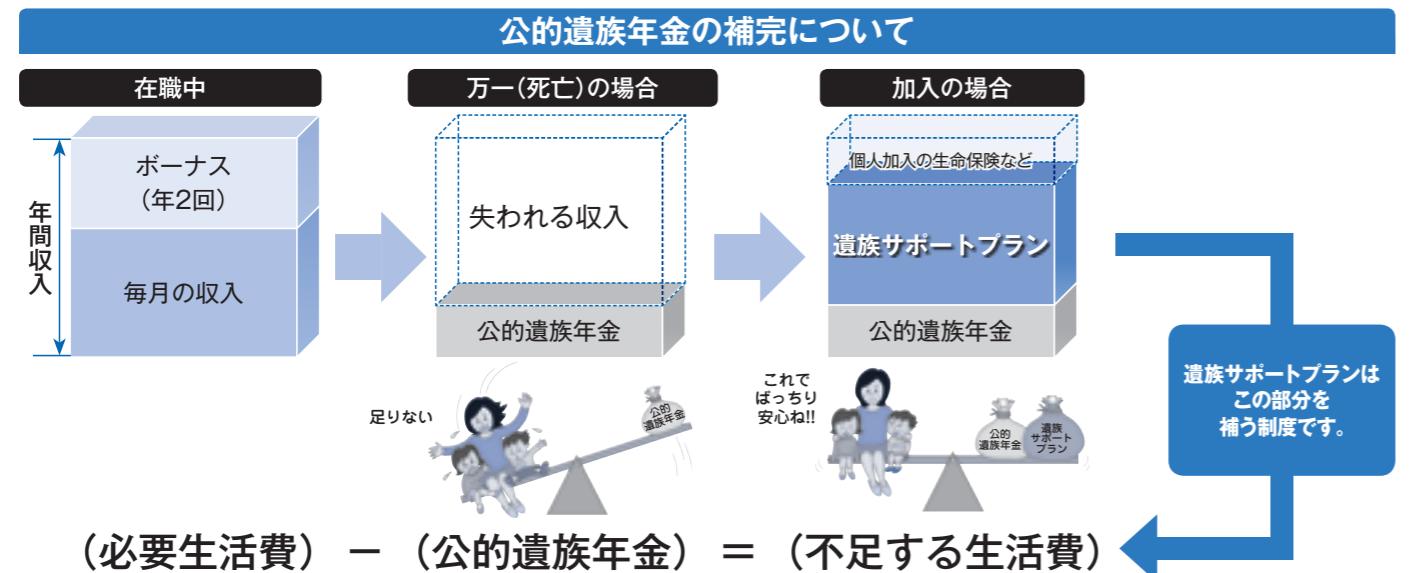
[遺族サポートプラン] [遺族サポートロング] [医療保障保険] [先進型医療サポート] [総合医療サポート<生命保険部分>] [重病克服支援プラン] [長期継続保障]  
明治安田生命保険相互会社

[総合医療サポート<損害保険部分>] [長期療養サポート]  
明治安田損害保険株式会社

### ③ 遺族サポートプラン・遺族サポートロング

#### 遺族サポートプランの特長

残された家族が安心して生活するために毎月の生活費を確実にしかも長期間にわたり準備することが必要です。



#### 障害特約の概要

※現在ご加入頂いている64歳以下の本人全員に付加されます。

遺族サポートプラン「A1コース(死亡・高度障害・障害保険金額4,000万円)」にご加入の場合



#### 障害保険金の特長

障害状態(障害年金1級)のとき、死亡・高度障害保険金と同額の障害保険金を給付します。

#### 障害初期給付金の特長

障害状態(障害年金1・2級)のとき、死亡・高度障害保険金の1割相当の障害初期給付金を給付します。

・死亡保険金、高度障害保険金、障害保険金は重複して支払われません。

・障害初期給付金のお支払いは1回限りです。

・高度障害保険金をお支払いし、脱退となった後に公的障害年金の受給権を取得しても障害初期給付金は支払われません。

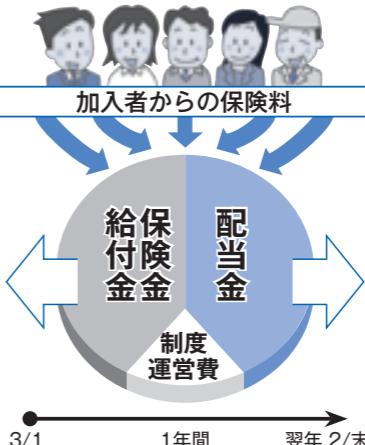
・障害保険金、障害初期給付金は64歳までの本人が保障の対象となります。

#### 配当金について



「遺族サポートプラン」、「遺族サポートロング」、「医療保障保険」は、1年ごとに収支計算を行い、剩余金が生じれば配当金としてお支払いします。

加入した組合員・配偶者に万一(死亡・高度障害)の不幸があったとき、『保険金』をお支払いします。



剩余金が生じた場合は配当金として還付します。



- ・「遺族サポートプラン」、「遺族サポートロング」、「医療保障保険」は1年ごとに収支計算を行い剩余金が生じた場合は配当金としてお支払いする仕組みとなっています。
- ・配当率は、今後変動することがありますので将来のお支払いを約束するものではありません。
- ・配当率は、お支払い時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。
- ・「長期継続保険」「総合医療サポート」「先進型医療サポート」「重病克服支援プラン」「長期療養サポート」には配当金はありません。
- ・期間中に脱退された場合の払い込まれた保険料は配当金還付の対象なりません。

#### 遺族サポートロングの特長

1 退職後も69歳まで同じ制度内容で継続可能!

「遺族サポートロング」の導入により、ご退職後も配当金を還付できる仕組みのまま69歳まで同じ保障内容で継続が可能となります。現行の「遺族サポートプラン」と組み合わせることで、受取パターンの拡大が可能となり、保障の充実を実現しました。

2 「遺族サポートプラン」と合わせて受取パターンが拡大!

組合員の多様化するニーズに対応可能です。(受取方法は保険金受取時に受取人が選択します。)

年金上乗せ型 (扶養家族が多い組合員におすすめです。)

遺族サポートロング  
遺族サポートプラン

5年前厚年金型 (万一(死亡・高度障害)の際、すぐにお金が必要な組合員におすすめです。)

遺族サポートロング(5年)  
遺族サポートプラン(最長30年)

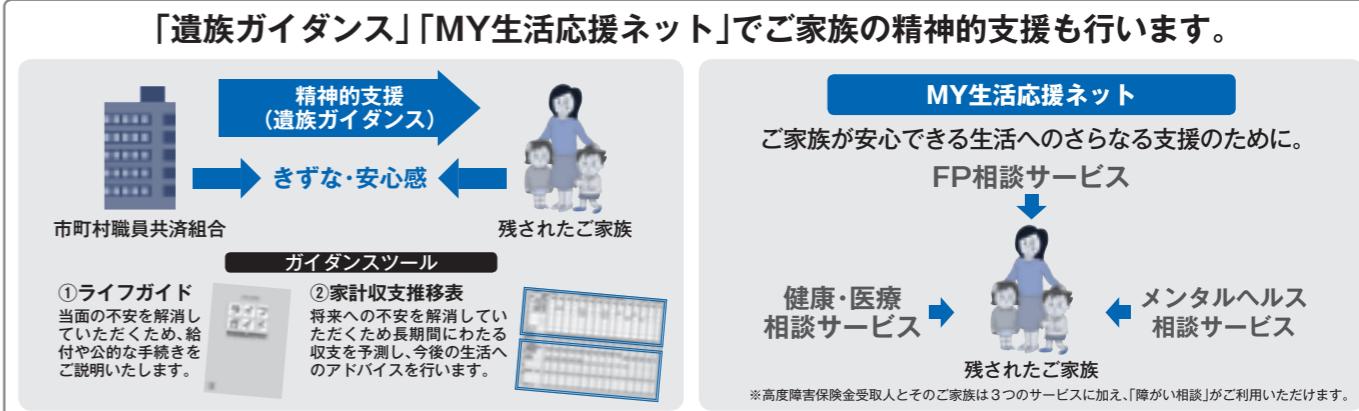
年金延長型 (若年層の組合員におすすめです。)

遺族サポートロング(5年)  
遺族サポートプラン(最長30年)  
5年間据置

#### 精神的支援

- 当面の不安・将来の不安を少しでも軽減できるように残されたご家族を支援いたします。
- 残されたご家族の「生活していくうえで感じた不安」を軽減するため、遺族ガイダンスを行っています。
- 保険金をお支払いした後も、ご家族がご利用いただけるサービスを行っています。

<精神的支援のイメージ図>



\*高度障害保険金受取人とそのご家族は3つのサービスに加え、「障がい相談」がご利用いただけます。





		配偶者						
申込 金額（万円）	性別	月払保険料（円）						
		年齢【保険年齢】（生年月日）						
		18～35歳 (1985.9.2～ 2003.9.1)	36～40歳 (1980.9.2～ 1985.9.1)	41～45歳 (1975.9.2～ 1980.9.1)	46～50歳 (1970.9.2～ 1975.9.1)	51～55歳 (1965.9.2～ 1970.9.1)	56～60歳 (1960.9.2～ 1965.9.1)	61～65歳 (1955.9.2～ 1960.9.1)
2,400	男性	1,824	2,328	3,168	4,656	7,152	10,920	17,112
	女性	1,176	1,992	2,400	3,528	4,992	6,648	9,048
1,800	男性	1,368	1,746	2,376	3,492	5,364	8,190	12,834
	女性	882	1,494	1,800	2,646	3,744	4,986	6,786
1,200	男性	912	1,164	1,584	2,328	3,576	5,460	8,556
	女性	588	996	1,200	1,764	2,496	3,324	4,524
800	男性	608	776	1,056	1,552	2,384	3,640	5,704
	女性	392	664	800	1,176	1,664	2,216	3,016
600	男性	456	582	792	1,164	1,788	2,730	4,278
	女性	294	498	600	882	1,248	1,662	2,262
200	男性	-	-	-	-	-	910	1,426
	女性	-	-	-	-	-	554	754

※200万円は56歳以上の配偶者が加入できます。

こども		
申込口数（口）	月払保険料（円）	
1	280	年齢【保険年齢】・性別にかかわらず一律 3～22歳（1998.9.2～2018.9.1）

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。  
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

## つぎの場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。

- ！ 以下のような場合には、保険金・給付金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。**
- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の通りであるとき
    - ・告知義務違反により解除となったとき
    - ・詐欺の行為を原因として取消しとなったとき
    - ・保険金・給付金の不法取得目的があつて無効となったとき
    - ・重大事由に該当し解除となったとき
  - 死亡保険金について
    - ・契約者、死亡保険金受取人の故意によるとき
    - ・被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき（増額はその増額部分について）
  - 高度障害保険金について
    - ・契約者、高度障害保険金受取人、被保険者の故意によるとき

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。 P.43

## 5 遺族サポートロング

【保険期間】2021年3月1日(月)～2022年2月28日(月)



加入対象者



### 保障内容等(契約概要部分)

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を年金として受け取ることができます。
- 一時金でのお受け取りも可能です。
- 1年ごとに収支計算を行い、剩余金が生じた場合、配当金として還付いたします。

#### 本 人

申込コース	死亡・高度障害のとき			
	年金原資 【死亡・高度障害保険金】 (万円)	年金受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	年金受取総額 (約 万円)
Y	1,500	25	5.5	1,668
X	1,000	25	3.7	1,112
W	800	25	2.9	890
V	600	15	3.5	636
U	400	10	3.4	414
T	200	5	3.3	202
S	100	-	-	-

・記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定期率、予定期死率、予定期事業費率等)で計算しています。

実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

・脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

#### 年金の取り扱いについて

・年金払特約により、保険金を年金で受け取る場合の基となるお金(保険金額)のことを年金原資といいます。

・この保険における年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取のいずれかで、年金年額が年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。なお、その他年金払特約の取り扱いは協定書に定められています。

#### 配偶者

申込金額(万円)	死亡・高度障害のとき			
	年金原資 【死亡・高度障害保険金】 (万円)	年金受取 期間 (年)	年金月額 (約 万円)	年金受取総額 (約 万円)
200	200	5	3.3	202
100	100	3	2.7	100

・記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定期率、予定期死率、予定期事業費率等)で計算しています。

実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

#### 意向確認【ご加入前のご確認】

遺族サポートロングは、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。  
保険金等のお支払いに関する約款規定については引受会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

### 保険金のお支払いに関するご注意



- 死亡保険金は保険期間中に死亡した場合にお支払いします。死亡保険金の受取人は被保険者が指定した方です。
- 高度障害保険金は、加入日以後に発生した傷害または疾病によって、保険期間中に所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。高度障害保険金の受取人は、被保険者本人です。
- ※本人について定められた高度障害保険金が支払われた場合、配偶者についても同時に脱退となります。
- 高度障害状態とは、身体障害の程度が次の1項目に該当する場合をいいます。
  - ①両眼の視力を全く永久に失ったもの
  - ②言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの
  - ③中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの\*
  - ※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
  - ④両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
  - ⑤両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
  - ⑥1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
  - ⑦1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。

P.43

## 保険料

記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。  
また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

### ◎保険料

本人								
申込コース	性別	月払保険料（円）						
		年齢【保険年齢】（生年月日）						
Y	男性	1,365	1,755	2,400	3,465	5,070	7,350	11,280
	女性	855	1,470	1,815	2,595	3,525	4,485	5,970
X	男性	910	1,170	1,600	2,310	3,380	4,900	7,520
	女性	570	980	1,210	1,730	2,350	2,990	3,980
W	男性	728	936	1,280	1,848	2,704	3,920	6,016
	女性	456	784	968	1,384	1,880	2,392	3,184
V	男性	546	702	960	1,386	2,028	2,940	4,512
	女性	342	588	726	1,038	1,410	1,794	2,388
U	男性	364	468	640	924	1,352	1,960	3,008
	女性	228	392	484	692	940	1,196	1,592
T	男性	182	234	320	462	676	980	1,504
	女性	114	196	242	346	470	598	796
S	男性	91	117	160	231	338	490	752
	女性	57	98	121	173	235	299	398

配偶者								
申込金額（万円）	性別	月払保険料（円）						
		年齢【保険年齢】（生年月日）						
200	男性	182	234	320	462	676	980	1,504
	女性	114	196	242	346	470	598	796
100	男性	91	117	160	231	338	490	752
	女性	57	98	121	173	235	299	398

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。  
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

## つぎの場合には、保険金のお支払いはできません。



### 以下のような場合には、保険金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。

- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の通りであるとき
  - ・告知義務違反により解除となったとき
  - ・詐欺の行為を原因として取消しとなったとき
  - ・保険金の不法取得目的があつて無効となったとき
  - ・重大事由に該当し解除となったとき
- 死亡保険金について
  - ・契約者、死亡保険金受取人の故意によるとき
  - ・被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき（増額はその増額部分について）
- 高度障害保険金について
  - ・契約者、高度障害保険金受取人、被保険者の故意によるとき

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。 P.43

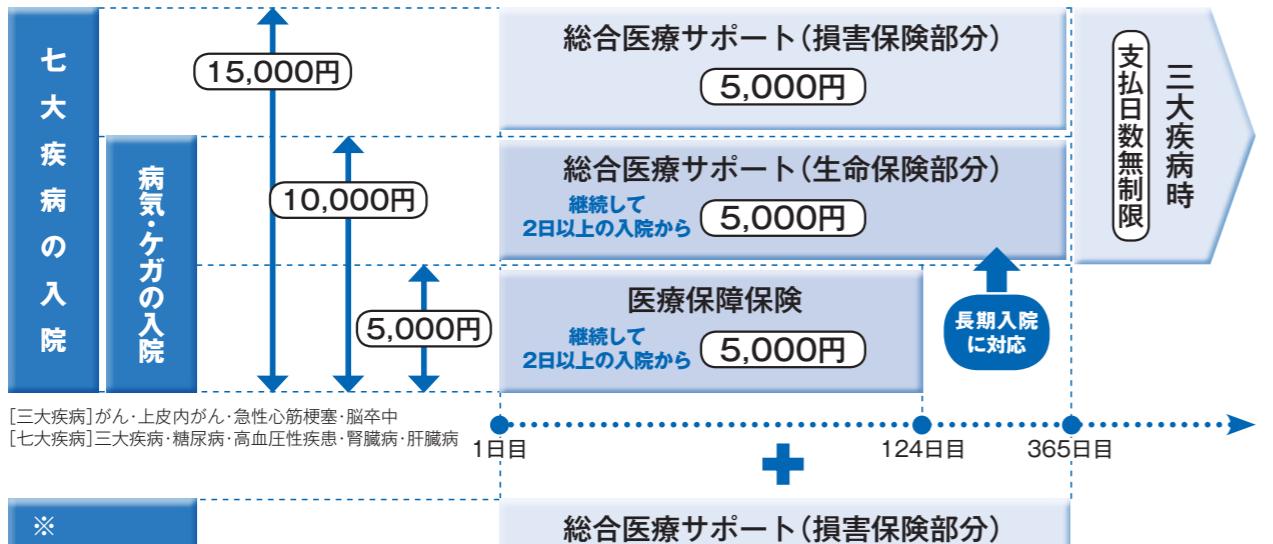


# 7 病気・ケガの保障について

## ■医療保障保険+総合医療サポート+先進型医療サポートで給付の更なる充実を!!

—医療保障保険5,000円+総合医療サポート5,000円+先進型医療サポート5万円に加入の場合 ※は女性専用の給付です—

### 入院



支払事由	給付イメージ	通算限度
入院支援給付金	1日以上の入院をしたとき 1回につき5回を限度 5万円 5万円 5万円 5万円 5万円 入院1日目 31日目 61日目 91日目 121日目	36回
外来手術給付金	入院を伴わない手術を受けたとき 60日の間に1回を限度 5万円	無制限
外来放射線治療給付金	入院を伴わない放射線治療を受けたとき 60日の間に1回を限度 5万円	無制限
先進医療給付金	先進医療による療養を受けたとき 先進医療の技術に係る費用と同額	2,000万円

※各給付金のお支払いに関するご注意はP33をご確認ください。  
※先進医療給付金は、入院を伴わない場合も支払事由に該当します。

\* 医療保障保険・総合医療サポート・先進型医療サポートの内訳は、P25~35に記載されていますのでご確認ください。  
\* 上記は医療保障保険(短期入院特約付家族特約付医療保障保険(団体型))と集団扱無配当医療保険(生命保険部分)と医療保険(損害保険部分)と無配当団体医療保険をセットしたものです。医療保障保険と集団扱無配当医療保険と医療保険と無配当団体医療保険ではお支払対象となる支払事由や支払保険金算出方法、給付割合などが異なる場合があります。詳細は、P25~35をご参照ください。

## 【「医療保障保険」・「総合医療サポート」・「先進型医療サポート」ご加入にあたってのご注意事項】

- 「医療保障保険」・「総合医療サポート」・「先進型医療サポート」のそれぞれにご加入される場合についても、それぞれの制度のご加入時に加入資格(告知内容等)を満たしているかどうかをご確認のうえ、お申込みいただく必要があります。  
※加入資格(告知内容等)を満たしていない場合はご加入いただくことができません。
- 例えば、既にご加入されている「医療保障保険」に加えて「総合医療サポート」・「先進型医療サポート」も一緒にご加入される場合や、既にご加入されている「医療保障保険」を脱退されて新たに「総合医療サポート」・「先進型医療サポート」にご加入される場合には、新たにご加入される「総合医療サポート」・「先進型医療サポート」は新規加入となりますので、その手続き時点で加入資格(告知内容等)を満たしているかどうかをご確認いただく必要があります。  
※加入資格(告知内容等)を満たしていない場合はご加入いただくことができません。

### 給付例

医療保障保険・総合医療サポート5,000円コース／先進型医療サポート5万円コース加入の場合

#### 1 給付例

##### 胃がんの場合

胃がんで悪性新生物根治手術(ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く)を受け、その日から35日間継続して入院した場合

###### 【内訳】

入院給付金(医療保障保険)	5,000円×35日間=17.5万円
疾病入院給付金(総合医療サポート生命保険部分)	5,000円×35日間=17.5万円
三大疾病入院保険金(損害保険部分)	5,000円×35日間=17.5万円
手術給付金(総合医療サポート生命保険部分)	5,000円×40倍=20万円
三大疾病手術保険金(損害保険部分)	5,000円×40倍=20万円
手術後療養給付金(総合医療サポート生命保険部分)	5万円
入院支援給付金(先進型医療サポート)	5万円×2回=10万円

給付合計 107.5万円

#### 2 給付例

##### 乳がんの場合

乳がんで悪性新生物根治手術(ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く)を受け、その日から40日間継続して入院した場合

###### 【内訳】

入院給付金(医療保障保険)	5,000円×40日間=20万円
疾病入院給付金(総合医療サポート生命保険部分)	5,000円×40日間=20万円
三大疾病入院保険金(損害保険部分)	5,000円×40日間=20万円
女性疾病入院保険金(損害保険部分)	5,000円×40日間=20万円
手術給付金(総合医療サポート生命保険部分)	5,000円×40倍=20万円
三大疾病手術保険金(損害保険部分)	5,000円×40倍=20万円
女性疾病手術保険金(損害保険部分)	5,000円×40倍=20万円
手術後療養給付金(総合医療サポート生命保険部分)	5万円
入院支援給付金(先進型医療サポート)	5万円×2回=10万円

給付合計 155万円

#### 3 給付例

##### 骨折の場合 入院せずに治療したケース

スキーで腕を骨折し、入院せずに切断四肢再接合術(骨・関節の離断に伴うもの)を1回受けた場合

【内訳】	手術給付金(総合医療サポート生命保険部分)	5,000円×20倍=10万円
	外来手術給付金 <sup>(注)</sup> (先進型医療サポート)	5万円×1回=5万円

(注)手術を受けた日の療養に係る診療報酬点数の合計が2,000点以上であるときに限ります。

給付合計 15万円

# 8 医療保障保険

【保険期間】2021年3月1日(月)～2022年2月28日(月)



加入対象者



## 保障内容等(契約概要部分)

- この保険は、病気・ケガで継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。
- 死亡のとき、所定の死亡保険金をお支払いします。
- 1年ごとに収支計算を行い、剩余金が生じた場合、配当金として還付いたします。

保障内容	本 人・配偶者・こども		
	5,000 円	3,000 円	
病気やケガで、継続して2日以上入院したとき [ 入院給付金 ]	日額 5,000 円 × 入院日数	日額 3,000 円 × 入院日数	
死亡したとき [ 死亡保険金 ]	10 万円	10 万円	

## 保険金・給付金のお支払いに関するご注意



### 入院には、主に以下のような支払要件や制限事項があります。

- お支払いの対象となる入院は、加入日以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病により、保険期間中に治療を目的としたものであることを要します。  
この保険の加入日前に発生した原因による入院や、加入日前からの入院は、お支払いの対象となりません。
- ※ただし、この保険の加入日から2年経過した後に入院を開始した場合は、加入日前の原因による場合でもお支払いします。
- 同一の原因により、継続して2日以上入院したとき、入院給付金をお支払いします。  
ただし、1回の入院では124日、他の回の入院も通算して700日がお支払日数の限度です。  
なお、お支払事由に該当する入院中に保険が満了となった場合、満了後のその入院は保険期間中の入院とみなし、お支払いの対象となります。
- 保険金・給付金の受取人は次の通りです。  
入院給付金：主契約の被保険者  
死亡保険金：被保険者が指定した方(ただし家族特約における死亡保険金は主契約の被保険者となります。)

そのほかにも入院給付金等のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。 P.44

## 意向確認【ご加入前のご確認】

医療保障保険は、病気やケガによる入院時の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容になっているか、ご確認のうえお申込みください。  
保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

## 保険料

記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。  
また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

### ◎月額保険料

年齢【保険年齢】 (生年月日)	本 人・配偶者	
	5,000 円	3,000 円
16～19歳 (2001.9.2～2005.9.1)	1,044円	638円
20～24歳 (1996.9.2～2001.9.1)	1,323円	805円
25～29歳 (1991.9.2～1996.9.1)	1,518円	922円
30～34歳 (1986.9.2～1991.9.1)	1,593円	967円
35～39歳 (1981.9.2～1986.9.1)	1,590円	966円
40～44歳 (1976.9.2～1981.9.1)	1,751円	1,065円
45～49歳 (1971.9.2～1976.9.1)	2,009円	1,223円
50～54歳 (1966.9.2～1971.9.1)	2,553円	1,555円
55～59歳 (1961.9.2～1966.9.1)	3,282円	2,004円
60～64歳 (1956.9.2～1961.9.1)	4,459円	2,729円
65～69歳 (1951.9.2～1956.9.1)	6,404円	3,926円

年齢【保険年齢】 (生年月日)	こども	
	5,000 円	3,000 円
0～22歳 (1998.9.2以降に生まれた方)	1,117円	679円

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。  
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- 脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

## つぎの場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。



### 以下のような場合には、保険金・給付金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。

- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の通りであるとき
  - 告知義務違反により解除となったとき
  - 詐欺の行為を原因として取消しとなったとき
  - 保険金・給付金の不法取得目的があつて無効となったとき
  - 重大事由に該当し解除となったとき
- 入院給付金について
  - 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき
  - 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に発生した事故によるとき
  - 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故によるとき
- 死亡保険金について
  - 被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき

そのほかにも入院給付金等のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。 P.43



# (ご参考)

## 保障内容等(契約概要部分)

### 生命保険部分

- 病気や不慮の事故で、継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。
- 三大疾病(がん・上皮内がん、急性心筋梗塞、脳卒中)による入院の場合は、お支払日数の限度はありません。
- 所定の手術や集中治療室管理を受けられたときにも、それぞれ給付金をお支払いします。

※本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。  
ただし、高度障害保険金の支払いによって本人が脱退となった場合でも、本人が引き続き団体の所属員である場合に限り、配偶者は継続加入となります。



### 損害保険部分

- 所定の病気により入院した場合、入院保険金を1日目からお支払いします。
- 所定の病気により所定の手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。
- 所定の要介護状態になった場合、介護保険金をお支払いします。



### 生命保険部分

[保険契約の型:A型、入院給付金の型:2-365日型、入院給付金日額5,000円・3,000円]

保障内容	本 人・配偶者	
	5,000 円	3,000 円
病気で継続して2日以上入院のとき [ 疾病入院給付金 ]	日額 5,000 円 × 入院日数	日額 3,000 円 × 入院日数
災害で継続して2日以上入院のとき [ 災害入院給付金 ]	日額 5,000 円 × 入院日数	日額 3,000 円 × 入院日数
災害や病気で所定の集中治療室管理を受けられたとき [ 集中治療給付金 ]	日額 5,000 円 × 集中治療室管理日数	日額 3,000 円 × 集中治療室管理日数
災害や病気で所定の手術を受けられたとき [ 手術給付金 ]	手術の種類に応じて 2.5・5・10・20 万円	手術の種類に応じて 1.5・3・6・12 万円
給付倍率40倍の手術給付金の支払われる手術を受け、手術の日から継続して30日以上入院のとき [ 手術後療養給付金 ]	1回の手術につき 5 万円	1回の手術につき 3 万円
死亡・高度障害のとき [ 死亡・高度障害保険金 ]	50 万円	30 万円

### 損害保険部分

保障内容	本 人・配偶者	
	5,000 円 W・X コース	3,000 円 Y・Z コース
三大疾病・所定の生活習慣病の治療を目的として1日以上入院したとき [ 三大疾病、糖尿病・高血圧・腎臓病・肝臓病入院保険金 ]	日額 5,000 円 × 入院日数	日額 3,000 円 × 入院日数
三大疾病・所定の生活習慣病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき [ 三大疾病、糖尿病・高血圧・腎臓病・肝臓病手術保険金 ]	手術の種類に応じて 5・10・20 万円	手術の種類に応じて 3・6・12 万円
所定の要介護状態になったとき [ 介護保険金 ]	100 万円 (1回を限度)	100 万円 (1回を限度)

女性のみ	保障内容	X コース	Z コース
		日額 5,000 円 × 入院日数	日額 3,000 円 × 入院日数
	女性疾患の治療を目的として1日以上入院したとき [ 女性疾患入院保険金 ]	手術の種類に応じて 5・10・20 万円	手術の種類に応じて 3・6・12 万円
	女性疾患の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき [ 女性疾患手術保険金 ]	手術の種類に応じて 10・20 万円	手術の種類に応じて 6・12 万円

- ・糖尿病・高血圧入院保険金・腎臓病・肝臓病入院保険金・女性疾患入院保険金のお支払日数は、初年度契約および継続契約を通じてそれぞれ1回の入院につき365日、通算して700日を限度とします。
  - ・三大疾病入院保険金のお支払日数の限度はありません。
  - ・手術保険金のお支払限度はありません。ただし一部制限を設けている手術の種類があります。
  - ・介護保険金のお支払いは、1人につき1回が限度です。
- ◎お支払対象となる疾病は、つきの通りです。  
三大疾病：がん(上皮内がんを含みます。)、急性心筋梗塞、脳卒中  
所定の生活習慣病：糖尿病・高血圧・疾患・腎臓病・肝臓病  
女性疾患：子宮がん・乳がん・子宮筋腫・分娩の合併症などがあります。ただし、上皮内がんは含みません。
- お支払対象となる疾病、要介護状態等の詳細については、参照ページをご確認ください。 P.49

## 保険料

- 記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- 保険料は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

### 生命保険部分

#### ◎月額保険料 <保険期間1年、集団扱月払>

(保険契約の型：A型、入院給付金の型：2-365日型、入院給付金日額5,000円・3,000円)

年齢【保険年齢】 (生年月日)	男性		女性	
	本 人・配偶者		本 人・配偶者	
	5,000円	3,000円	5,000円	3,000円
18～20歳(2000.9.2～2003.9.1)	1,340円	804円	1,325円	795円
21～25歳(1995.9.2～2000.9.1)	1,465円	879円	1,445円	867円
26～30歳(1990.9.2～1995.9.1)	1,605円	963円	1,590円	954円
31～35歳(1985.9.2～1990.9.1)	1,710円	1,026円	1,700円	1,020円
36～40歳(1980.9.2～1985.9.1)	1,845円	1,107円	1,835円	1,101円
41～45歳(1975.9.2～1980.9.1)	2,080円	1,248円	2,055円	1,233円
46～50歳(1970.9.2～1975.9.1)	2,580円	1,548円	2,545円	1,527円
51～55歳(1965.9.2～1970.9.1)	3,005円	1,803円	2,940円	1,764円
56～60歳(1960.9.2～1965.9.1)	3,690円	2,214円	3,560円	2,136円
61～65歳(1955.9.2～1960.9.1)	4,925円	2,955円	4,695円	2,817円
66～69歳(1951.9.2～1955.9.1)	6,980円	4,188円	6,590円	3,954円

記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。  
また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

## 保険金・給付金のお支払いに関するご注意

保険金・給付金のお支払いには、主に以下のような支払要件や制限事項があります。

### 生命保険部分

- 死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日以後に発生した傷害または疾病により保険期間中に所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。
- 入院給付金(疾病・災害入院給付金)、集中治療給付金、手術給付金、手術後療養給付金のお支払いは、加入日以後に発生した不慮の事故または発病した疾病を原因とする場合に限ります。
- 各給付金のお支払限度は以下の通りです。

給付金名	お支払限度日数・回数	備考
疾 病 入 院 給 付 金	1回の入院につき 365日	三大疾病の治療を目的とする入院の場合はお支払日数の限度はありません。
災 害 入 院 給 付 金	—	—
集 中 治 療 給 付 金	120日	集中治療給付金をお支払いする日数を通算して120日が限度です。
手 術 給 付 金	—	お支払回数には限度はありません。
手 術 後 療 養 給 付 金	—	—

入院については、参照ページの【入院について】の項目をご覧ください。P.45

- 疾病または三大疾病の発病(発病)には、疾病または三大疾病的症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含まれます。
- 保険金・給付金の受取人は次の通りです。  
死亡保険金：被保険者が指定した方  
高度障害保険金および各給付金：被保険者

そのほかにも保険金・給付金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。P.47

### 損害保険部分

- 保険期間中に発生した事故による傷害または発病した疾病を原因とし、かつ保険期間中に保険金の支払事由に該当したときに保険金をお支払いします。
- 保険期間満了後の入院・手術等は保険金支払の対象となりません。
- 保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害の治療を目的とした入院・手術等は保険金支払の対象となりません。ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの疾病による入院・手術等につきましては保険金をお支払いいたします。  
(注)したがって、保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象となる場合があります。
- 手術保険金は、所定の手術を受けた場合に保険金支払の対象となります。骨折時に埋め込んだ金具を抜く手術(抜釘(ばつてい)術)や単なる皮膚の縫合術など、手術保険金の支払対象にならない手術があります。
- 同時に2種類以上の手術を受けた場合には、もっとも倍率の高いいすれか1種類の手術に対して手術保険金をお支払いします。
- 介護保険金は、公的介護保険要介護2以上との認定がなされた場合、または保険期間中に所定の要介護状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続した場合にお支払いします。
- 支払保険金額は、保険金支払事由の原因が発生した時からその日を含めて1年を経過した後に保険金支払事由が新たに生じた場合を除き、疾病・傷害が発生した時の支払条件で算出した額と、入院や手術等をした時の支払条件で算出した額のいすれか低い金額となります。
- 保険金受取人は被保険者本人です。
- 年額保険料の払込みを完了する前に、引受損害保険会社が介護保険金をお支払いすべき場合には、未払込保険料の全額を一時にお払込みいただきます。
- 保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険株へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

そのほかにも保険金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。P.48

## つぎの場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。

- 以下のような場合には、保険金・給付金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。
- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の通りであるとき
    - 告知義務違反により解除となったとき
    - ・被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
    - ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
    - ・詐欺の行為を原因として取消しとなったとき
    - ・重大事由に該当し解除となったとき

### 生命保険部分

- 死亡保険金について
  - ・契約者、死亡保険金受取人の故意によるとき
  - ・被保険者が加入日から3年内に自殺したとき
- 高度障害保険金について
  - ・被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき
  - ・契約者、被保険者の故意または重大な過失によるとき
- 入院給付金(疾病・災害入院給付金)、集中治療給付金、手術給付金、手術後療養給付金について
  - ・契約者、被保険者の故意または重大な過失によるとき
  - ・被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき
  - ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
  - ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき

そのほかにも保険金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。P.43

### 損害保険部分

- 入院保険金、手術保険金について(三大疾病入院保険金・三大疾病手術保険金を除きます。)
  - ・被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
  - ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故
  - ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- 介護保険金について
  - ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為

そのほかにも保険金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。P.43

- ◎この医療保険契約には下記の特約がセットされています。  
三大疾病入院特約、三大疾病手術特約、糖尿病・高血圧入院特約、糖尿病・高血圧手術特約、腎臓病・肝臓病入院特約、腎臓病・肝臓病手術特約、女性疾病入院特約、女性疾病手術特約、介護特約

# ⑩先進型医療サポート

【保険期間】2021年3月1日(月)~2022年2月28日(月)



加入対象者



## 保障内容等(契約概要部分)

**病気・ケガで1日以上の入院をした場合、もしくは入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合にそれぞれ給付金をお支払します。**

【基本保障：治療支援給付特約・先進医療給付特約】

・「入院日数」は、暦の上での日単位として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

### 支援給付金

保障内容		本人・配偶者	本人・配偶者・子ども
基本保障	病気・ケガで入院したとき (1日以上の入院で1回目、31日目で2回目、以降30日ごとに1回) <治療支援給付特約> [入院支援給付金]	支援給付金額 <b>5万円</b>	支援給付金額 <b>2.5万円</b>
基本保障	「入院を伴わない」手術を受けたとき (診療報酬点数合計2,000点以上) <治療支援給付特約> [外来手術給付金]	手術1回につき 支援給付金額 <b>5万円</b>	手術1回につき 支援給付金額 <b>2.5万円</b>
基本保障	「入院を伴わない」 放射線治療を受けたとき <治療支援給付特約> [外来放射線治療給付金]	放射線治療1回につき 支援給付金額 <b>5万円</b>	放射線治療1回につき 支援給付金額 <b>2.5万円</b>
基本保障	先進医療による療養を受けたとき (入院を伴わない場合も対象) <先進医療給付特約> [先進医療給付金]	先進医療の技術にかかる費用と同額	

## 給付金のお支払いに関するご注意



給付金のお支払いには、主に以下のような支払要件や制限事項があります。

●各給付金のお支払いは、加入日以後に発生した傷害または発病した疾病を原因とする場合に限ります。

●各給付金のお支払限度は以下の通りです。

給付金名	お支払限度日数・回数		備考
	通算		
入院支援給付金	1入院について 5回	36回	入院1回につき、支援給付金額をお支払いします。(1日以上の入院で1回目、31日目で2回目、以降入院30日ごとに1回)
外来手術給付金	手術の開始日から 60日の間に1回	—	お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術とします。
外來放射線治療給付金	放射線治療の 開始日から 60日の間に1回	—	お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる放射線治療とします。
先進医療給付金	—	2,000万円	—

●給付金の受取人は次の通りです。

各給付金：主契約の被保険者

そのほかにも給付金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。 P.45 →

## 意向確認【ご加入前のご確認】

先進型医療サポートは、病気・ケガを直接の原因とする入院時の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。  
給付金のお支払いに関する約款規定については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

## 保険料

記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。  
また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

### ◎月額保険料 [基本保障：治療支援給付特約・先進医療給付特約]

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。  
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

<支援給付金額5万円・2.5万円>

年齢【保険年齢】 (生年月日)	本 人・配偶者			
	基 本 保 障		基 本 保 隅	
	男 性		女 性	
18 ~ 19 歳 (2001.9.2 ~ 2003.9.1)	5万円	2.5万円	5万円	2.5万円
20 ~ 24 歳 (1996.9.2 ~ 2001.9.1)	568円	321円	423円	248円
25 ~ 29 歳 (1991.9.2 ~ 1996.9.1)	483円	278円	583円	328円
30 ~ 34 歳 (1986.9.2 ~ 1991.9.1)	488円	281円	823円	448円
35 ~ 39 歳 (1981.9.2 ~ 1986.9.1)	513円	293円	963円	518円
40 ~ 44 歳 (1976.9.2 ~ 1981.9.1)	618円	346円	958円	516円
45 ~ 49 歳 (1971.9.2 ~ 1976.9.1)	748円	411円	923円	498円
50 ~ 54 歳 (1966.9.2 ~ 1971.9.1)	963円	518円	993円	533円
55 ~ 59 歳 (1961.9.2 ~ 1966.9.1)	1,238円	656円	1,108円	591円
60 ~ 64 歳 (1956.9.2 ~ 1961.9.1)	1,673円	873円	1,288円	681円
65 ~ 69 歳 (1951.9.2 ~ 1956.9.1)	2,298円	1,186円	1,593円	833円
70 ~ 74 歳 (1946.9.2 ~ 1951.9.1)	2,708円	1,391円	1,998円	1,036円

年齢【保険年齢】 (生年月日)	こども	
	基 本 保 障	
	2.5 万 円	
0 ~ 22 歳 (1998.9.2 以降に生まれた方)	368円	

## つぎの場合には、給付金のお支払いはできません。



以下のような場合には、給付金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となつたとき
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
- 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなつたとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取り消しとなることがあります。)
- 契約者もしくは被保険者に給付金の不法取得目的があつて、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となつたとき
- 契約者、被保険者または受取人が給付金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となつた場合
- 次のいずれかによりお支払事由に該当したとき

入院支援給付金、外来手術給付金、外来放射線治療給付金、先進医療給付金について

- ・契約者の故意または重大な過失
- ・その被保険者の故意または重大な過失
- ・その被保険者の犯罪行為
- ・その被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
- ・その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- ・その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故
- ・その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- ・地震、噴火または津波(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)
- ・戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることができます。)

<入院支援給付金、外来手術給付金、外来放射線治療給付金、先進医療給付金については上記項目に加え、「その被保険者の薬物依存」が追加となります。>

そのほかにも給付金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。 P.43

## 加入取扱いに関するご注意



- 本人の先進医療給付金について、通算支払金額が2,000万円に到達した場合、先進医療給付特約は消滅し、配偶者・こどもは同時に特約から脱退となります。





## 12 長期療養サポート

【保険期間】2021年3月1日(月)～2022年2月28日(月)



加入対象者  
本人

### 保障内容等(契約概要部分)・保険料

保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

- 病気やケガにより免責期間を超えて就業障害となった場合、**保険金をお支払いします。**
- 就業障害が継続する限り、**補償対象期間を限度に、保険金をお支払いします。**
- 入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も**保険金お支払いの対象となります。**

#### 給付のしくみ 保険金月額10万円の場合

…もしも病気やケガで長期休職となった場合

休職中の不安を  
長期間サポート

公的給付 → 休職前給与の一定割合

本制度からの給付 → 免責期間 90日

月額最高10万円を給付いたします。

休職開始

3年を限度に給付\*

\*所定の精神障害による就業障害の場合、24カ月が限度です。

#### ○月額保険料

年齢【満年齢】 (生年月日)	免責 期間	補償 対象 期間	男 性		女 性	
			保険金月額 <b>5万円</b> (5コース)	保険金月額 <b>10万円</b> (10コース)	保険金月額 <b>5万円</b> (5コース)	保険金月額 <b>10万円</b> (10コース)
17～24歳 (1996.3.2～2003.9.1)	90日	3年	153円	306円	88円	176円
25～29歳 (1991.3.2～1996.3.1)			158円	316円	109円	219円
30～34歳 (1986.3.2～1991.3.1)			173円	345円	151円	302円
35～39歳 (1981.3.2～1986.3.1)			219円	439円	234円	468円
40～44歳 (1976.3.2～1981.3.1)			329円	658円	393円	787円
45～49歳 (1971.3.2～1976.3.1)			514円	1,028円	624円	1,249円
50～54歳 (1966.3.2～1971.3.1)			837円	1,675円	960円	1,921円
55～59歳 (1961.9.2～1966.3.1)			1,423円	2,846円	1,487円	2,974円

・記載の年齢は満年齢です。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

・保険料は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

・保険金月額は、被保険者の平均月間所得額を超えないようにご加入ください。

補償内容や就業障害等の詳細については、参照ページをご確認ください。 P.50

#### 意向確認【ご加入前のご確認】

長期療養サポートは、傷害または疾病(あわせて以下「身体障害」といいます。)により就業障害となったときの補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。なお、保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sponpo.co.jp/>)に掲載しています。詳細をご確認になりたい場合は、そちらをご覧ください。

### 保険金のお支払いに関するご注意

#### 保険金のお支払いには、主に以下の支払要件や制限事項があります。

- 保険金のお支払いは、保険期間中に発生した身体障害を原因とし、かつ保険期間中に就業障害が開始したときに限ります。
- 保険期間開始時より前に被った身体障害による就業障害はお支払の対象となりません。  
ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの就業障害につきましては保険金をお支払いいたします。  
注)したがって、保険期間開始時より前に被った身体障害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となる場合があります。
- 退職される場合は、団体窓口にお申し出のうえ脱退手続きをしてください。脱退後に開始した就業障害は、お支払いの対象となりません。
- 保険金は身体の障害によって、所定の就業障害が継続している期間を対象として算出いたします。休職期間すべてを対象とするお支払いはできないこともあります。
- 保険金受取人は被保険者本人です。
- 保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険株へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

そのほかにも保険金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。 P.50

#### つぎの場合には、保険金のお支払いはできません。

#### 以下のような場合には、保険金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。

- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の事由により解除、取り消し、または無効となったとき
  - ・告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった、または事実と異なることを告げたこと
  - ・保険金を支払わせることを目的として保険金支払事由を生じさせ、または生じさせようとしたこと
  - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
  - ・保険会社の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと
- 故意または重大な過失により被った身体障害による就業障害
- 自殺行為、犯罪行為または闘争行為により被った身体障害による就業障害
- 妊娠、出産、早産または流産により被った身体障害による就業障害
- 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故により被った身体障害による就業障害
- 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないものによる就業障害
- 自動車もしくは原動機付自転車の無資格運転または法令に定める酒気帯び運転による傷害による就業障害
- 精神病性障害、知的障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害(一部お支払いの対象となるものがあります。詳細は下記をご確認ください。)
- 脱退後に開始した就業障害

※この制度には精神障害補償特約がセットされているので、以下の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害については補償の対象となります。ただし、この特約による保険金の支払は、補償対象期間にかかわらず、免責期間の終了日の翌日から起算して24カ月を限度とします。

「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要 I C D - 10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中の以下の分類番号に該当する精神障害

F04～F09、F20～F51、F53、F59～F63、F68～F69、F84～F89、F91～F92、F95

例)統合失調症、統合失調症型障害、妄想性障害、双極性感情障害(躁うつ病)、強迫性障害(強迫神経症)、摂食障害、非器質性睡眠障害、行為障害、チック障害など

そのほかにも保険金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。 P.43











- ご契約(増額部分)が解除された場合には、保険金の支払事由が生じていても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」に因果関係がなければ、保険金をお支払いします。
- ご加入後、または保険金のご請求の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。
- 現在ご加入の他のご契約を解約・減額等をすること前提に、ご加入(増額)のお申込みをされる場合は、あらたに告知していただきます。
- 新たにご加入(増額)の責任開始期前の発病などは保険金をお受け取りいただけない場合があります。
- 告知内容についてご不明な点がある場合や、告知すべき内容を後日思い出された場合には、取扱代理店または団体保険ご照会窓口(0120-661-320、受付時間：平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00)までご連絡ください。

## 保険契約の解除について

### 総合医療サポート<損害保険部分>・長期療養サポート

#### [重大事由による解除について]

保険金を取得する目的で就業障害や保険金支払事由を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行った場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

#### [被保険者による保険契約の解除請求について]

被保険者となることについて同意した事情に著しい変更等があった場合は、被保険者から保険契約の解除請求をすることができますので、団体窓口にご連絡ください。

## ご照会・ご相談窓口について

### 遺族サポートプラン・遺族サポートロング・医療保障保険・先進型医療サポート・総合医療サポート<生命保険部分>・重病克服支援プラン・長期継続保障

#### [ご照会・ご相談窓口]

- 制度内容等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。
- この制度に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス「<https://www.seiho.or.jp/>」)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決つかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

### 総合医療サポート<損害保険部分>・長期療養サポート

#### [制度内容等に関するご照会・ご相談窓口]

制度内容等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の企業・団体窓口にお問い合わせください。

#### [引受損害保険会社の苦情・相談窓口]

損害保険に関する苦情・相談等は、下記にご連絡ください。  
明治安田損害保険株式会社 お客様相談室  
0120-255-400(フリーダイヤル(無料))

受付時間：午前9時～午後5時(土、日、祝日および年末年始を除きます。)

#### [一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)]

引受損害保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受損害保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022808(ナビダイヤル(有料))

受付時間：午前9時15分～午後5時(土、日、祝日および年末年始を除きます。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)

## 保護機構について

●引受損害保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。詳しくは、ホームページアドレス「<https://www.seihohogo.jp/>」をご覧ください。

●引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として90%まで補償されます。

## 取扱代理店

### 総合医療サポート<損害保険部分>・長期療養サポート

有限会社ライフ山口 電話番号：083-925-2128

明治安田生命保険相互会社 電話番号：082-247-6987

## 保険年齢をご確認ください。

年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。  
(例)保険年齢40歳=2021年3月1日現在満39歳6ヵ月を超えて満40歳6ヵ月まで。  
更新時に該当する年齢区分が変わった場合、保険料は前年度と変わります。

保険年齢	生年月日
15歳	2005年9月2日～2006年9月1日（平成17年9月2日～平成18年9月1日）
16歳	2004年9月2日～2005年9月1日（平成16年9月2日～平成17年9月1日）
17歳	2003年9月2日～2004年9月1日（平成15年9月2日～平成16年9月1日）
18歳	2002年9月2日～2003年9月1日（平成14年9月2日～平成15年9月1日）
19歳	2001年9月2日～2002年9月1日（平成13年9月2日～平成14年9月1日）
20歳	2000年9月2日～2001年9月1日（平成12年9月2日～平成13年9月1日）
21歳	1999年9月2日～2000年9月1日（平成11年9月2日～平成12年9月1日）
22歳	1998年9月2日～1999年9月1日（平成10年9月2日～平成11年9月1日）
23歳	1997年9月2日～1998年9月1日（平成9年9月2日～平成10年9月1日）
24歳	1996年9月2日～1997年9月1日（平成8年9月2日～平成9年9月1日）
25歳	1995年9月2日～1996年9月1日（平成7年9月2日～平成8年9月1日）
26歳	1994年9月2日～1995年9月1日（平成6年9月2日～平成7年9月1日）
27歳	1993年9月2日～1994年9月1日（平成5年9月2日～平成6年9月1日）
28歳	1992年9月2日～1993年9月1日（平成4年9月2日～平成5年9月1日）
29歳	1991年9月2日～1992年9月1日（平成3年9月2日～平成4年9月1日）
30歳	1990年9月2日～1991年9月1日（平成2年9月2日～平成3年9月1日）
31歳	1989年9月2日～1990年9月1日（平成1年9月2日～平成2年9月1日）
32歳	1988年9月2日～1989年9月1日（昭和63年9月2日～平成1年9月1日）
33歳	1987年9月2日～1988年9月1日（昭和62年9月2日～昭和63年9月1日）
34歳	1986年9月2日～1987年9月1日（昭和61年9月2日～昭和62年9月1日）
35歳	1985年9月2日～1986年9月1日（昭和60年9月2日～昭和61年9月1日）
36歳	1984年9月2日～1985年9月1日（昭和59年9月2日～昭和60年9月1日）
37歳	1983年9月2日～1984年9月1日（昭和58年9月2日～昭和59年9月1日）
38歳	1982年9月2日～1983年9月1日（昭和57年9月2日～昭和58年9月1日）
39歳	1981年9月2日～1982年9月1日（昭和56年9月2日～昭和57年9月1日）
40歳	1980年9月2日～1981年9月1日（昭和55年9月2日～昭和56年9月1日）
41歳	1979年9月2日～1980年9月1日（昭和54年9月2日～昭和55年9月1日）
42歳	1978年9月2日～1979年9月1日（昭和53年9月2日～昭和54年9月1日）
43歳	1977年9月2日～1978年9月1日（昭和52年9月2日～昭和53年9月1日）
44歳	1976年9月2日～1977年9月1日（昭和51年9月2日～昭和52年9月1日）
45歳	1975年9月2日～1976年9月1日（昭和50年9月2日～昭和51年9月1日）
46歳	1974年9月2日～1975年9月1日（昭和49年9月2日～昭和50年9月1日）
47歳	1973年9月2日～1974年9月1日（昭和48年9月2日～昭和49年9月1日）
48歳	1972年9月2日～1973年9月1日（昭和47年9月2日～昭和48年9月1日）
49歳	1971年9月2日～1972年9月1日（昭和46年9月2日～昭和47年9月1日）
50歳	1970年9月2日～1971年9月1日（昭和45年9月2日～昭和46年9月1日）
51歳	1969年9月2日～1970年9月1日（昭和44年9月2日～昭和45年9月1日）
52歳	1968年9月2日～1969年9月1日（昭和43年9月2日～昭和44年9月1日）
53歳	1967年9月2日～1968年9月1日（昭和42年9月2日～昭和43年9月1日）
54歳	1966年9月2日～1967年9月1日（昭和41年9月2日～昭和42年9月1日）
55歳	1965年9月2日～1966年9月1日（昭和40年9月2日～昭和41年9月1日）
56歳	1964年9月2日～1965年9月1日（昭和39年9月2日～昭和40年9月1日）
57歳	1963年9月2日～1964年9月1日（昭和38年9月2日～昭和39年9月1日）
58歳	1962年9月2日～1963年9月1日（昭和37年9月2日～昭和38年9月1日）
59歳	1961年9月2日～1962年9月1日（昭和36年9月2日～昭和37年9月1日）
60歳	1960年9月2日～1961年9月1日（昭和35年9月2日～昭和36年9月1日）
61歳	1959年9月2日～1960年9月1日（昭和34年9月2日～昭和35年9月1日）
62歳	1958年9月2日～1959年9月1日（昭和33年9月2日～昭和34年9月1日）
63歳	1957年9月2日～1958年9月1日（昭和32年9月2日～昭和33年9月1日）
64歳	1956年9月2日～1957年9月1日（昭和31年9月2日～昭和32年9月1日）
65歳	1955年9月2日～1956年9月1日（昭和30年9月2日～昭和31年9月1日）
66歳	1954年9月2日～1955年9月1日（昭和29年9月2日～昭和30年9月1日）
67歳	1953年9月2日～1954年9月1日（昭和28年9月2日～昭和29年9月1日）
68歳	1952年9月2日～1953年9月1日（昭和27年9月2日～昭和28年9月1日）
69歳	1951年9月2日～1952年9月1日（昭和26年9月2日～昭和27年9月1日）
70歳	1950年9月2日～1951年9月1日（昭和25年9月2日～昭和26年9月1日）

**加入申込書兼告知書のご記入例**

チェック欄  
記入例

●記入例にそって、もれなく①～⑥に従ってご記入・チェック・押印ください。  
●お申し込み内容に修正がある場合は、該当箇所を二重線にて抹消し、訂正内容をご記入・チェックのうえ、必ず訂正印を押印します。  
●ご記入・チェックは、黒のボールペン(消せるボールペンは不可)をご使用ください。

②被保険者氏名、性別、生年月日欄  
●印字されていない場合、必ず必要事項を記入・チェックしてください。  
●印字されている場合は、被保険者氏名(カナ)、性別、生年月日と誤りがないか確認してください。

③死亡保険金受取人欄  
●新規で指定、または変更する場合のみ、受取人コードまたは個人名(カナ)を記入してください。  
●死亡保険金受取人は、配偶者および2親等以内の直系(子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹)のなかからご指定をお願いします。

④指定代理請求者指定欄  
●新規で指定、または変更する場合のみ、接続コードおよび個人名(カナ)を記入してください。

⑤申込日(告知日)  
●必ず記入してください。  
確認印兼申込印兼告知印  
●印鑑は、はっきりと押印してください。  
※漏落・脱退・その他変更の場合も必ず申込日を記入し、申込印を押印ください。

⑥団体情報欄  
●印字されている場合、内容に誤りがないか確認してください。

⑦お申し込み欄  
●申込欄記入方法①(本人おずめ部分)  
・記載のベストプラン、ベターブランは、加入内容を参考に設定したおすすめであり固有のコース名ではありません。  
・ご希望のプランをいずれか一つ選択し記入・チェックしてください。なお、同内容で継続する際は現在加入プランに記入・チェックしてください。  
・自由選択プラン：希望するコース等を記入してください。  
・加入希望なしの際は「加入しない」にチェックしてください。  
●申込欄記入方法②(上記①以外の本人・配偶者・ごども)  
・申込書提出の際は、すべての商品について流れなく(加入希望なしの際は「加入しない」に)記入・チェックしてください。なお、同内容で継続する際は現在加入欄と同一のコース・金額・口数に記入・チェックしてください。  
●総合医療サポート(損害保険部分)は総合医療サポート(生命保険部分)と同様にてご加入ください。  
●配偶者も加入する際は、本人と同様に記入・チェックしてください。

**脱退について**

「遺族サポートプラン」以下全制度の脱退は、原則更新時に取扱います。なお、脱退の希望がある場合は毎年9月～10月の募集時に脱退を受付けています。ただし、退職・死亡等の被保険者資格を欠く事由については保険期間中での脱退を取扱います。

**【「遺族サポートプラン」等ご加入にあたってのご注意事項】**

「遺族サポートプラン」以下全ての制度は、毎年9月上旬～10月中旬の期間で新規加入・加入内容変更等を受付けており、新規加入・保障内容増額の場合は申込日時点において加入資格(告知内容等)を満たしているかどうかをご確認いただいております。  
※加入資格(告知内容等)を満たしていない場合は新規加入・増額ができません。  
しかし、加入資格(告知内容等)を満たしてご加入いただいた場合でも、責任開始期(加入日)(\*)前の死亡、責任開始期(加入日)(\*)前に発生した病気や傷害による高度障害、入院、手術等についてはお支払の対象とならない場合がありますのでご注意ください。

**お支払の対象とならないケース(例)** (総合医療サポートの場合)

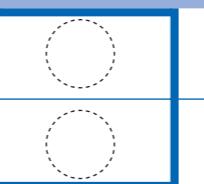
ケース①、②ともご加入手続きの時点では加入資格(告知内容等)を満たしていないれば、「総合医療サポート」にご加入いただくことができますが、それぞれの入院の原因となる病気の発病日が責任開始期(加入日)(\*)よりも前であるため、この入院は「総合医療サポート」の入院給付金(保険金)のお支払の対象とはなりません。

詳しくはパンフレットの該当箇所をご確認ください。  
(遺族サポートプラン・遺族サポートロングP11～19、長期継続保障P21、22、医療保障保険P25、26、総合医療サポートP27～32、先進型医療サポートP33～35、重病克服支援プランP37～40、長期療養サポートP41、42)  
(\*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

## 遺族サポートプラン 説明希望票

遺族サポートプランは組合員にとって  
お手頃な制度となっております。  
加入する・しないに関わらずお気軽にどうぞ!!

- 1 以下のいずれかに○をつけてください。



加入します。

検討または説明を希望します。

- 2 連絡先等をご記入ください。

※所属訪問時に優先的にご案内いたします。所属訪問時にご案内できなかった場合にはお電話にてご案内いたします。

所 属 名		
氏 名	フリガナ ( ) 下記の【個人情報のお取扱いについて】に同意いたします。	
連 絡 先	勤務先・携帯・自宅・その他 ( ) 電話番号 ( )	

- 3 明治安田生命(引受会社・取扱代理店)までFAXお願いします。



FAX番号 : 082-242-2712

設置期間 : 2020年9月2日(水)～10月23日(金)の間

番号はお間違いなく!!

※制度内容等詳細については、パンフレットをご覧ください。

※当用紙は「申込書」ではありません。

【個人情報のお取扱いについて】

説明希望票に記載の個人情報は、保険制度運営等のために、山口県市町村職員共済組合および生命保険会社の事務幹事会社の間で相互提供いたします。

【個人情報の利用目的】

説明希望票に記載の個人情報については、山口県市町村職員共済組合および山口県市町村職員共済組合が保険契約を締結する生命保険会社が以下の目的で使用いたします。

生命保険会社の事務幹事会社(明治安田生命保険相互会社)の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp>)をご参照ください。

山口県市町村職員共済組合  
生命保険会社

- ・本保険の加入案内
- ・各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い
- ・子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ・その他保険に関する業務

## 個人情報に関するご注意

### 契約者と引受保険会社からのお知らせ

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する保険会社(共同取扱会社、取扱代理店を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)し、また、必要に応じて、契約者、他の保険会社、再保険会社および取扱代理店に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、引受保険会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(明治安田生命保険相互会社: <https://www.meijiyasuda.co.jp/> 明治安田損害保険株式会社: <https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp>)をご参照ください。

### 一死亡保険金(給付金)受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意ください

指定された死亡保険金(給付金)受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金(給付金)受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

### [医療保障保険・先進型医療サポート]

## 「医療保障保険契約内容登録制度」について～あなたのご契約内容が登録されます～

明治安田生命保険相互会社(以下、「明治安田生命」といいます。)は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社(以下「各生命保険会社等」といいます。)とともに、無配当团体医療保険または医療保障保険(団体型・個人型)契約(以下「医療保障保険契約」といいます。)のお引受けの判断の参考とする目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、明治安田生命の医療保障保険契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

医療保障保険契約のお申込みがあった場合、明治安田生命は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険契約をお引受けできなかつたときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から医療保障保険契約の消滅時までとします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

明治安田生命の医療保障保険契約に関する登録事項については、明治安田生命が管理責任を負います。契約者または被保険者は、明治安田生命の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に遵守した対応がされずに登録事項が取扱われている場合、明治安田生命の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、明治安田生命コミュニケーションセンター(電話 0120-662-332)にお問い合わせください。

- 【登録事項】**
- (1)被保険者の氏名、生年月日および性別
  - (2)保険契約の種類(無配当团体医療保険、医療保障保険(団体型・個人型))
  - (3)治療給付率
  - (4)入院給付金額または基準給付金額
  - (5)保険契約の種類が無配当团体医療保険または医療保障保険(団体型)の場合、契約者名
  - (6)保険契約の種類が医療保障保険(個人型)の場合、契約者の住所(市・区・郡までとします。)
  - (7)契約日

※その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。

※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

### お申込み方法

[遺族サポートプラン・遺族サポートロング・医療保障保険・先進型医療サポート・総合医療サポート<生命保険部分>・総合医療サポート<損害保険部分>・重病克服支援プラン・長期継続保障・長期療養サポート] 所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。既にご加入の方で、申込書の提出がない場合は、自動更新として取り扱います。

### 【長期継続保障】

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。

### お問い合わせ先

#### ◎制度内容に関するお問い合わせ

有限会社 ライフ山口  
**0120-170-215**

〒753-0072 山口市大手町9番11号 山口県自治会館3階

#### ◎その他お問い合わせ

明治安田生命保険相互会社 中国・四国公法人部 法人営業部  
**082-247-6987**

〒730-0035 広島県広島市中区本通6-11 明治安田生命広島本通ビル9階